

平成20年4月から

後期高齢者医療制度がはじまります。

現在75歳以上のすべての方(一定の障がいのある方は65歳以上)は、現在加入している健康保険を脱退し「後期高齢者医療制度」に加入することになります。(制度の詳しい内容は広報1月号でお知らせしています。)

保険料について

後期高齢者医療制度では、加入者1人ひとりが保険料を納めていただくようになります。

保険料は、被保険者均等割額と所得割額の合計額です。

均等割額 4万7400円
所得割率 8・8%

世帯の所得状況によって、均等割の軽減が受けられる場合があります。(7割、5割、2割の軽減)

国民健康保険に加入していた人やサラリーマンで健康保険の被保険者であった人

国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。

※現在国保に加入されている75歳以上の方の保険料は、原則4月より年金から天引きされます。

健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者であった人

新しく保険料をご負担いただくこととなります。

☆被保険者の被扶養者に係る特別措置(表1)

平成20年4月から9月までの6ヶ月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6ヶ月間は、被保険者均等割額の1割を負担していただきます。

平成21年4月から平成22年3月までの1年間は、被

保険者均等割額の5割を負担していただきます。

表1

	平成20年4月 } 平成20年9月	平成20年10月 } 平成21年3月	平成21年4月 } 平成22年3月
均等割額	なし	1割	5割
所得割額	なし	なし	なし

問合せ先

佐賀県後期高齢者医療広域

連合

電話0952(64)8476

くらし部 健康課

電話 (23) 9135

在宅介護者のつどい

ゆっくりにのんびりしてみませんか

参加者集 募

「在宅介護者のつどい」は、日々介護でお疲れの方々の気分をリフレッシュしていただくとともに、同じように介護での悩みや体験を持つ方々との交流を目的として開催します。

宿泊コース

期日 3月18日(火)～19日(水)
会場 武雄温泉「花月」
定員 30名(定員になり次第締切)
参加費 2,000円

日帰りコース

期日 3月18日(火)
会場 武雄温泉「花月」
定員 30名(定員になり次第締切)
参加費 500円

*ただし、参加される際にショートステイ等をご利用される場合の手続き及び費用は、参加者の負担とさせていただきます。

申込期限

平成20年2月29日(金)

申し込み、問い合わせ

社会福祉法人 武雄市社会福祉協議会

本所 電話(36) 5505 FAX(36) 3160
山内支所 電話(45) 2366 FAX(20) 7172